

議案第七十一号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款について

医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的に地方独立行政法人秋田県立病院機構を設立することとし、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七条の規定に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款について議会の議決を求める。

平成二十年九月十二日提出

秋田県知事 寺田典城

理由

地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立については、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七条の規定に基づき、定款について議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

目次
地方独立行政法人秋田県立病院機構定款

第一章 総則（第一条・第六条）

第二章 組織及び業務

第一節 役員（第七条・第十条）

第二節 理事会（第十一条・第十四条）

第三節 業務及び執行（第十五条・第十七条）

第三章 資本金等（第十八条・第十九条）

第四章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第二条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第三条 法人の設立団体は、秋田県とする。

（事務所の所在地）

第四条 法人は、事務所を秋田市に置く。

（法人の種類）

第五条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第六条 法人の公告は、秋田県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により秋田県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第二章 組織及び業務

第一節 役員

（定数）

第七条 法人の役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（職務及び権限）

第八条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は秋田県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（任命）

第九条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（任期）

第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

第二節 理事会

（設置及び構成）

第十一条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第十二条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第十三条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第十四条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。

- 一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- 二 年度計画に関する事項
- 三 予算の作成及び決算に関する事項
- 四 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第三節 業務及び執行

(病院の名称及び所在地)

第十五条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
秋田県立脳血管研究センター	秋田県秋田市
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	秋田県大仙市

(業務の範囲)

第十六条 法人は、第一条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。

- 四 医療に関する地域への支援を行うこと。
- 五 災害時における医療救護を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第十七条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第三章 資本金等

(資本金等)

第十八条 法人の資本金は、法第六十七条第一項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第六十七条第一項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表第一及び別表第二に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第十九条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田県に帰属する。

第四章 雑則

(委任)

第二十条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第一(第十八条関係)

資産の種類	施設	所在地	地目	面積
土地	脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町四番百九	宅地	一四、〇九二・二八平方メートル
土地	脳血管研究センター	秋田市広面字釣瓶町百番一	宅地	三、二〇五・六二平方メートル
土地	脳血管研究センター	秋田市広面字釣瓶町九十八番五	用悪水路	二五・〇〇平方メートル
土地	脳血管研究センター	秋田市広面字家ノ下四番一	宅地	九九一・五三平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大仙市協和上淀川字五百刈田三百十七番一	原野	一八、一〇七・一八平方メートル

資産の種類別	施設	所在地	地目	面積
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大崎市協和上淀川字五百刈田三百五十二番	宅地	四九、一八五・五七平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	一	原野	一、一二七・七五平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大崎市協和上淀川字五百刈田三百五十六番	原野	一、一二七・七五平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大崎市協和上淀川字五百刈田四百四番一	雑種地	三八一・一四平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大崎市協和上淀川字五百刈田四百十五番	雑種地	二〇、一三五・九二平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大崎市協和上淀川字五百刈田四百五十一番	雑種地	九九、四六三・一六平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大崎市協和上淀川字五百刈田五百二十七番	雑種地	九、五六四・三三平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	大崎市協和上淀川字五百刈田五百四十四番	雑種地	三七、一八〇・七二平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番一	宅地	二四八・三三平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番二	宅地	二二七・七二平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番三	宅地	二三九・九九平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番四	宅地	二三九・七四平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番五	宅地	二四九・六九平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番六	宅地	一三六・五九平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番七	宅地	一三六・四四平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番八	宅地	一五〇・一三平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番九	宅地	二四〇・〇四平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番十	宅地	一三九・四四平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番十一	宅地	一三八・八八平方メートル
土地	リハビリテーション・精神医療センター	秋田市御所野元町三丁目四番十二	宅地	一三三・八六平方メートル

別表第二（第十八条関係）

資産の種類別	施設	名称	所在地	構造	延床面積
建物	脳血管研究センター	本棟及びガンマナイフ棟	秋田市千秋久保田町六番十号	鉄骨・鉄筋コンクリート造七階建	一七、二〇八・九三平方メートル
建物	脳血管研究センター	車庫棟	秋田市千秋久保田町六番十号	鉄筋コンクリート造平屋建	一八〇・〇〇平方メートル
建物	脳血管研究センター	単身用公舎	秋田市広面字釣瓶町百番地二	鉄筋コンクリート造二階建	六三一・七九平方メートル
建物	脳血管研究センター	単身用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町百番地二	木造平屋建	四二・一二平方メートル
建物	脳血管研究センター	単身用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町百番地二	鉄骨造平屋建	一一七・一八平方メートル
建物	脳血管研究センター	世帯用公舎	秋田市広面字釣瓶町百番地二	鉄筋コンクリート造二階建	七三五・八四平方メートル
建物	脳血管研究センター	世帯用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町百番地二	木造平屋建	五二・九二平方メートル
建物	脳血管研究センター	世帯用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町百番地二	鉄骨造平屋建	一〇四・一六平方メートル
建物	脳血管研究センター	部長用公舎	秋田市広面字家ノ下五番地	木造二階建	一一八・四一平方メートル
建物	脳血管研究センター	部長用公舎	秋田市広面字家ノ下五番地	木造二階建	一一八・四一平方メートル
建物	脳血管研究センター	部長用公舎	秋田市広面字家ノ下五番地	木造二階建	一一八・四一平方メートル

建 物	建 物	建 物	建 物	建 物	建 物	建 物	建 物	建 物	建 物	建 物
リハビリテーション ・精神医療センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター	脳血管研究センター
管理棟及び病棟	部長用公舎車庫	部長用公舎車庫	部長用公舎車庫	部長用公舎車庫	部長用公舎車庫	部長用公舎車庫	部長用公舎	部長用公舎	部長用公舎	部長用公舎
三 百 五 十 二 番 地	大 仙 市 協 和 上 淀 川 字 五 百 刈 田 四 番 地 二	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 四 番 地 二	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 四 番 地 二	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 五 番 地	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 五 番 地	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 五 番 地	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 四 番 地 二	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 四 番 地 二	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 四 番 地 二	秋 田 市 広 面 字 家 ノ 下 五 番 地
三 階 建	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 平 屋 建	木 造 平 屋 建	木 造 平 屋 建	木 造 平 屋 建	木 造 平 屋 建	木 造 平 屋 建	木 造 平 屋 建	木 造 二 階 建	木 造 二 階 建	木 造 二 階 建
一 三 三 、 三 四 〇 ・ 一 三 平 方 メ ー ト ル	二 三 三 ・ 一 八 平 方 メ ー ト ル	二 三 三 ・ 一 八 平 方 メ ー ト ル	二 三 三 ・ 一 八 平 方 メ ー ト ル	二 三 三 ・ 一 八 平 方 メ ー ト ル	二 三 三 ・ 一 八 平 方 メ ー ト ル	二 三 三 ・ 一 八 平 方 メ ー ト ル	二 一 八 ・ 一 三 平 方 メ ー ト ル	二 一 八 ・ 一 三 平 方 メ ー ト ル	二 一 八 ・ 一 三 平 方 メ ー ト ル	二 一 八 ・ 四 一 平 方 メ ー ト ル

建 物	建 物	建 物	建 物	建 物						
リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター						
世帯用公舎	世帯用公舎	世帯用公舎	世帯用公舎	世帯用公舎	単身用公舎南棟	単身用公舎北棟	グラント用具庫	作業農園器具庫	車庫棟	除雪車格納庫
秋田市御所野元町 三丁目四番八号	秋田市御所野元町 三丁目四番七号	秋田市御所野元町 三丁目四番六号	秋田市御所野元町 三丁目四番四号	秋田市御所野元町 三丁目四番三号	秋田市御所野元町 五百二十七番地	大仙市協和上淀川字五百刈田 五百二十七番地	大仙市協和上淀川字五百刈田 三百五十二番地	大仙市協和上淀川字五百刈田 三百五十二番地	大仙市協和上淀川字五百刈田 三百五十二番地	大仙市協和上淀川字五百刈田 三百五十二番地
二階建 木造	二階建 木造	二階建 木造	二階建 木造	二階建 木造	三階建 鉄筋コンクリート造	三階建 鉄筋コンクリート造	平屋建	平屋建	平屋建	鉄骨造一部鉄筋コンク リート造平屋建
一〇三・三〇平方メートル	一〇三・三〇平方メートル	一〇三・三〇平方メートル	一〇三・三〇平方メートル	一一一・四七平方メートル	一、五五〇・一二平方メートル	一、三〇四・八五平方メートル	一五五・五二平方メートル	四〇・五〇平方メートル	一五三・六〇平方メートル	一一一・〇〇平方メートル

建 物	建 物	建 物	建 物	建 物
リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター	リハビリテーション ・精神医療センター
世帯用公舎	世帯用公舎	世帯用公舎	世帯用公舎	世帯用公舎
秋田市御所野元町 三丁目四番二十号	秋田市御所野元町 三丁目四番十九号	秋田市御所野元町 三丁目四番十八号	秋田市御所野元町 三丁目四番十六号	秋田市御所野元町 三丁目四番九号
二階建 木造	二階建 木造	二階建 木造	二階建 木造	二階建 木造
一〇三・五七平方メートル	一〇三・五七平方メートル	一〇三・五七平方メートル	一〇三・五七平方メートル	一二一・四七平方メートル

